

平成28年度税制改正大綱について

一般社団法人日本ビルディング協会連合会

与党（自由民主党及び公明党）は、平成27年12月16日、平成28年度税制改正大綱を決定しました。

ビル事業に関係する主な税制は次のとおりです。


記

<当連合会の要望事項関係>

1. 国家戦略特別区域における特例措置の延長

国家戦略特別区域において、わが国の経済社会の活力向上等に寄与することが見込まれる事業を行う事業者を支援する法人税の特例措置（特別償却又は税額控除）について、一部要件を見直しの上、2年延長されました。

特例の概要

	対象資産	現行	見直し後
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	即時償却 (特定中核事業 ※1)	一律 50% (特定中核事業の即時償却制度は廃止)
		50% (特定中核事業以外)	
 税額控除 (※2)	建物及びその附属設備並びに構築物	25%	25%
	機械・装置、開発研究用器具・備品	15% 繰越控除制度 (※3) あり	15% 繰越控除制度は廃止
	建物及びその附属設備並びに構築物	8% 繰越控除制度あり	8% 繰越控除制度は廃止

※1 特定中核事業：特定事業のうち中核事業となる事業をいい、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくために、特に促進していくべき事業

※2 税額控除は当期法人税額の20%が限度

※3 繰越控除制度：上記限度の超過額（20%超）を1年間繰り越し控除できる制度

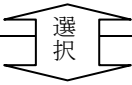
2. 国際戦略総合特区における特例措置の延長

国際戦略総合特区内における法人税の特例措置（特別償却又は税額控除）について、一部要件を見直しの上、2年延長されました。

(1) 対象設備

- ①機械・装置（2千万円以上）
- ②開発研究用器具・備品（1千万円以上）
- ③建物・附属設備・構築物（1億円以上）

(2) 特例の概要

		現行	見直し後
特別償却又は法人 税額の特別控除制 度（※1）	特別償却の割合	取得価額の 50% （建物等 25%）	取得価額の 40% （建物等 20%）
	 税額控除（※2） の割合	取得価額の 15% （建物等 8%） 繰越控除制度（※3） あり	取得価額の 12%（建 物等 6%） 繰越控除制度は廃止
所得控除制度 （※4）		事業による所得金額 の 20%控除	廃止

※1 特区内で指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除を可能とする制度

※2 税額控除は当期法人税額の 20%が限度

※3 繰越控除制度：上記限度の超過額（20%超）を1年間繰り越し控除できる制度

※4 専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人を対象として課税所得からの所得控除が可能

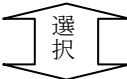
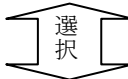
<当連合会の要望事項以外>

3. 既存建築物の省エネ改修投資促進のための特例措置／縮減・廃止期間の明確化

一定の省エネ設備の取得等をし、事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除を可能とする制度が平成26年度に創設されましたが、創設当初の予定通り、平成28年度に支援措置を縮小し、平成28年度末に廃止することが明記

されました。

これは、縮減・廃止期限を明確化することで期限内の設備投資を促すものです。

平成 28 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日以降
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">即時償却</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  選択 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 税額控除 5% (建物・構築物は 3%) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 特別償却 50% (建物・構築物は 25%) </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  選択 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 税額控除 4% (建物・構築物は 2%) </div>	廃止

※税額控除は、当期法人税額の 20% が上限

[対象設備]

①先端的設備

以下のいずれかのうち、最新モデルかつ生産性向上要件（※1）を満たすもの

- 1)建物（断熱材、断熱窓）
- 2)建物附属設備（照明設備、冷暖房、昇降機設備等）
- 3)器具備品等

※1 最も直近の年度に販売開始された旧モデルと比較し、エネルギー効率が年平均 1% 以上向上

（税制措置の対象となる確認は、工業会等が各設備メーカーの申請により証明書を発行し、事業者は確定申告時に税務署あて証明書を提出）

②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

建物、建物附属設備、器具備品等に設備投資することにより、投資計画（経済産業局の確認が必要）に基づく投資利益率（※2）が 15% 以上（中小企業者等は 5% 以上）となるもの

※2 投資利益率 (ROI) =
$$\frac{\text{(営業利益+減価償却費)の増加額(※3)}}{\text{設備投資金額}}$$

※3 増加額：投資後 3 年間の平均

4. 建物附属設備・構築物の減価償却方法の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備・構築物の減価償却方法について、定率法の選択が廃止され、定額法に統一されることとなりました。

	現行	見直し後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法または定率法	定額法
構築物	定額法または定率法	定額法

「建物附属設備」

建物に付属して機能する工作物

例：電気設備（照明設備を含む）、給排水設備、ガス設備、空調設備、昇降機設備

「構築物」

土地の上に建てられた建物以外の工作物

例：塀、屋外広告塔、貯蔵用タンク

以上